解散公告（第三回）

当法人は、令和六年九月二十二日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日
茨城県水戸市双葉台四丁目二〇番地の五
医療法人五味渕整形外科
清算人　五味渕安江

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十四日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日
茨城県取手市本郷五丁目九番二一号
医療法人社団仁風会
清算人　堤　孝一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月十四日名古屋地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日
名古屋市東区東矢場町一丁目二番地
宗教法人御嶽教敬神教会
清算人　瀬尾　幸弥

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十一日付けで解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日
滋賀県大津市苗鹿二丁目三〇番二〇号
宗教法人日印大乗仏教会
清算人　叡南　俊照

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日役員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十五日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日
島根県松江市下東川津町二五一番地一
医療法人社団　正心会
代表清算人　岩田　兼正

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年四月十九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日
熊本県宇土市椿原町七二二番地一一
農事組合法人宇土アグリパーク
清算人　松本　一成

第九期決算公告

令和六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	七、一二八
固定資産	九、〇三五、七〇一
資産計	九、〇四二、八二九

負債の部

流動負債	四七四
負債計	四七四

正味財産の部

指定正味財産	九、〇三五、七〇一
一般正味財産	六、六五三
正味財産計	九、〇四二、三五四
負債及び正味財産計	九、〇四二、八二九

令和七年四月二十五日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番三号
公益財団法人ビー・エム・エル医療教育
基金
代表理事　近藤　健介

配当公告

富山県砺波市杉木一丁目一六五番地
破産者　呉西運輸有限会社

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部令和五年（フ）第八八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一一四、九五四、七九三円

一、配当することのできる金額
金三二、二四八、九五八円

令和七年四月二十五日
富山県高岡市広小路一番一八号　弁護士法人山本・越後法律事務所
破産管財人　弁護士　山本　毅

第３期決算公告　令和７年４月25日

東京都中央区晴海一丁目８番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX39階
Flywheel Digital Japan株式会社
代表取締役　ダンカン・ペインター

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	692,528
	固定資産	62,027
	資産合計	**754,555**
負債及び純資産の部	流動負債	782,415
	固定負債	73,800
	株主資本	△101,660
	資本金	10
	利益剰余金	△101,670
	その他利益剰余金	△101,670
	（うち当期純損失）	(3,211)
	負債・純資産合計	**754,555**